

2021年9月28日(第7号)

台湾弁護士 吳 曉青  
日本弁護士 中川 裕茂  
日本弁護士 若林 耕

## Contents

1. 台湾法令アップデート
  - ・ 「企業結合届出要領」および「企業結合届出書」の改訂
  - ・ 「公平交易委員会の企業結合届出に関する事前相談サービス作業要点」の制定
  - ・ 会社法の改正案
2. 台湾法の「今」
  - ・ Topic1: 企業結合届出の事前相談サービス制度の新設
  - ・ Topic2: 指定業種における個人情報セキュリティ措置の整備義務に関する規則
3. 今後の関連セミナー等の情報

## 1. 台湾法令アップデート

### <独占禁止法関連>

#### 「企業結合届出要領」および「企業結合届出書」の改訂

〔ポイント〕公平交易委員会(日本の「公正取引委員会」に相当)は、オンライン届出システムの整備に合わせて、企業結合届出要領を改訂し、電子ファイルをオンラインで提出する届出方法を新たに追加した。また、企業結合届出書についても、届出書本文の形式的な調整のほか、付表の売上高、商品・役務の関連データなどの記載事項が改訂されている。

(2021年8月24日に公布、10月1日に発効)

〔原文〕 [事業結合申報須知、事業結合申報書](#)

#### 「公平交易委員会の企業結合届出に関する事前相談サービス作業要点」の制定

〔ポイント〕公平交易委員会は、企業結合届出の要否、提出書類及び関連手続きなどに関する、事前の相談サービスを提供するために、「公平交易委員会による企業結合届出の事前相談サービスに関する作業要点」を制定した。同要点によると、事前相談サービスを利用できる者は、企業結合に参加する事業者に限定され、一企業結合案件につき原則として1回の問合せに限定される。

(2021年8月17日に公布、発効)

〔原文〕 [公平交易委員會提供事業結合申報前諮詢服務作業要點](#)

### <会社法>

#### 会社法の改正案

〔ポイント〕経済部が2021年8月に会社法改正案を公表した。そのポイントは、①現行法においては上場会社など株式公開発行会社ではない会社の場合、テレビ会議方式による株主総会を招集できるのは、定款にその旨を定める場合に限定されている。本改正案では、当該「定款に定めがある」という条件を削除し、会社が必要に応じてテレビ会議方式を選択できるようになること、②上場会社など株式公開発行会社の場合、証券当局が定める一定の条件を満たしたうえでテレビ会議方式による株主総会の招集も可能となることである。

(2021年8月30日に公布)

〔原文〕 [經濟部公告](#)

## 2. 台湾法の「今」

台湾法の「今」を知ることをテーマに、最新法令や実務動向などをご紹介します。

台湾弁護士 吳 曉青

### Topic1: 企業結合届出の事前相談サービス制度の新設

台湾の競争当局である公平交易委員会(以下「TFTC」といいます。)は、2021年8月17日に、「公平交易委員会による企業結合届出の事前相談サービスに関する作業要点」(中国語「公平交易委員會提供事業結合申報前諮詢服務作業要點」、以下「作業要点」といいます。)<sup>1</sup>を制定し、企業結合届出に関する事前相談サービスを正式に開始しました。

台湾公平交易法によれば、結合行為(他社との合併、1/3以上の出資など)を行う事業者が企業結合届出基準に達している場合、TFTC に対し事前に届出を行い、クリアランスを得る必要があります。同法に定める企業結合届出基準は大まかに(A)市場シェア基準、および(B)売上高基準との2種類があり、下記のとおりそれぞれ詳細な基準が設定されており、いずれかの基準に達した場合は企業結合届出を行う必要があります。

基準		要件
A. 市場シェア基準	A-1	結合後の市場シェアが1/3に達する場合
	A-2	うち1事業者の結合前の市場シェアが1/4に達する場合
B. 売上高基準	B-1	事業者全員の前年度の世界レベルの売上高の合計が400億台湾ドル(以下「NTD」)超、かつ、 少なくとも2事業者の前年度の台湾での売上高がそれぞれ20億NTD超
	B-2-1	金融機関ではない場合 うち1事業者の前年度の台湾での売上高が150億NTD超、かつ、 他方事業者の前年度の台湾での売上高が20億NTD超
	B-2-2	金融機関である場合 うち1事業者の前年度の台湾での売上高が300億NTD超、かつ、 他方事業者の前年度の台湾での売上高が20億NTD超

実務上、特定の取引行為が結合行為に該当するか否か、または届出基準に達しているか否かは必ずしも明確ではないため、台湾での企業結合届出の提出をめぐって、事前にリーガルチェックを行うだけでなく、届出を行う際に書類準備にあたって煩雑なデータの選択取捨につきTFTCと頻繁に確認するケースは少なくありません。

これに鑑みて、TFTCは企業結合届出の審査の効率を上げるために、作業要点を定め、事前相談サービスを提供し始めました。事前相談サービス制度の詳細は以下のとおりです。

<sup>1</sup> 同作業要点の中国語全文は下記TFTCのウェブサイトでご確認ください。

<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1801&docid=16811&mid=1801>

適用対象者	企業結合に参加する事業者(代理人を含む)
事前相談サービスの内容	(1) 結合行為に該当するか、届出基準に達しているか、届出の主体に関する説明 (2) 届出関連書類、適用手続きに関する説明 (3) その他企業結合届出審査に関する質疑応答
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TFTC に書面またはオンライン相談窓口 (<a href="https://www.ftc.gov.tw">https://www.ftc.gov.tw</a>) に提出する。</li> <li>● TFTC が申請を受領した場合、別途会議(対面またはリモート)を設定できる。</li> </ul>
利用時期、回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則は届出予定日の 10 営業日前までに申請する必要がある。</li> <li>● 1 企業結合案件は原則として 1 回の事前相談サービスの利用に限定される。</li> </ul>
守秘義務	事前相談サービスに関与する TFTC 人員は、申請の内容と関連書類について守秘義務を負う。

特にご留意いただきたいのは、作業要点によれば、TFTC が事前相談サービスで提供した意見とアドバイスは、TFTC が当該企業結合届出の最終的な審査結果を拘束しないことです。今後の企業結合届出手続きについて、より効率的な書類準備および審査手続きを進められることが期待される一方、企業結合届出制度にどのような影響を与えるかについて、引き続き注目する必要があります。

## Topic2: 指定業種における個人情報セキュリティ措置の整備義務に関する規則

### 1. 台湾個人情報保護法の関連規制

まず、今回の法整備のポイントをご理解いただくために、台湾の個人情報保護規制を簡単にご説明します<sup>2</sup>。

台湾個人情報保護法では、個人情報保護の主務官庁について、日本の「個人情報保護委員会」のような独立した専門の管轄機関の設置がなく、管轄権は各業種の主務官庁、地方自治体に分散しています。

具体的には、各業種の主務官庁は、「個人情報セキュリティ保護弁法」を制定することにより、管轄対象となる業種に従事する事業者に対し、「個人情報セキュリティ保護計画」の整備を命じることができます（個人情報保護法 27 条 2 項）。それに違反し、当局からは正命令を命じられても所定期間内に是正しない場合、2 万 NTD 以上 20 万 NTD 以下の過料が科されます（同法 48 条）。

### 2. 指定業種における個人情報セキュリティ措置の整備義務

台湾行政院は 2021 年 8 月 11 日に、各業種の個人情報セキュリティ保護措置の整備義務の一致性を確保するために、主務官庁に対し、「行政院及び所属機関の個人情報保護連携の実施に関する作業要点」（以下「作業要点」といいます。）を制定しました。

同作業要点によれば、各業種の主務官庁が定める「個人情報セキュリティ保護弁法」には、以下の事項を規定する必要があります。

(1) 管理強化が必要な場合	消費者の取引、商品・サービスの利用に関する個人情報を保有し、かつ、主務官庁が定める要件を満たした場合、またはその他主務官庁が指定する場合
(2) 管理強化の場合の必要なセキュリティ管理措置	① ユーザーの本人確認及び保護体制 ② 個人情報表示のマスキング処理 ③ インターネット送信のセキュリティ暗号化スキーム ④ 個人情報データおよびデータベースへのアクセス管理及びモニタリング措置 ⑤ 外部ネットワーク侵入の防止対策 ⑥ 不法または異常利用行為へのモニタリング及び対応措置
(3) 個人情報漏洩事件が発生した場合の対応	通報すべき当局、時点、通報すべき事項、行政機関による検査手続きなど

特に個人情報漏洩事件が発生した場合の対応について、台湾個人情報保護法では、当局への通報義務は定められていませんが、個人情報セキュリティ保護弁法が適用される業種について、事業者が直ちに主務官庁に通報する義務を負うこととなります。

<sup>2</sup> 台湾個人情報保護法の概要は、本ニュースレター 2021 年 3 月 9 日第 1 号をご参照ください。

[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins7\\_pdf/TW\\_210309.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins7_pdf/TW_210309.pdf)

作業要点によれば、主務官庁が事業者から個人情報漏洩事件の報告を受けた場合、以下の措置をとる必要があります。

- (1) 72時間内に、国家発展委員会(NDC)に対して報告し、事業者に対し適切な監督管理措置を行う。その後も適時報告を行う。
- (2) 調査を行い、その結果に基づき、事業者に対し、個人情報保護法に基づき処罰を下す。

### 3. 今後の動向

各業種の主務官庁は本作業要点の制定に合わせて、最近ではその管轄業種に対する個人情報セキュリティ保護弁法の改定草案の公表も相次いでいます(例えばEC業者、薬品卸売業者など)。そのため、該当する業種において個人情報セキュリティ保護弁法の動向等を随時フォローアップしていくことが重要になると考えられます<sup>3</sup>。

以上

---

<sup>3</sup> 公表・施行済みの指定業種の個人情報セキュリティ保護弁法は、NDCのウェブサイトで見ることができます。

<https://pipa.ndc.gov.tw/News.aspx?n=B1C4E8AEFEB6857C&sms=8D016F8982417771>



- 
- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
台湾弁護士 呉 曉青 ([wu.hsiaoching@amt-law.com](mailto:wu.hsiaoching@amt-law.com))  
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
日本弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいませようお願いいたします。
  - 台湾ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。